

インターネットを利用して次に掲げる複数の府省に対して提出することとなっている手続きを行う場合には、申請書等の提出先が次表の窓口府省に掲げている府省の受付システムを利用して電子申請等を行えば、財務省(国税庁)に対しても提出したものとみなされます。窓口府省における手続案内については、e-govホームページ(<http://www.e-gov.go.jp>)において手続名による検索が可能です。

手続名	根拠法令名・根拠規定	窓口府省	共管府省	手続の案内
産業業務施設の移転計画の認定	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第33条第1項	経済産業省	警察庁、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省	本手続きの窓口府省は経済産業省であり、経済産業省に提出することにより、共管府省である警察庁、総務省、財務省、文部科学省、農林水産省、国土交通省にも提出したものとみなされます。
産業業務施設の移転計画の変更の認定	地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第33条第4項	経済産業省	総務省、財務省、農林水産省、国土交通省	本手続きの窓口府省は経済産業省であり、経済産業省に提出することにより、共管府省である総務省、財務省、農林水産省、国土交通省にも提出したものとみなされます。
再商品化の認定	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第15条第2項	環境省	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省	本手続きの窓口府省は環境省であり、環境省に提出することにより、共管府省である財務省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省にも提出したものとみなされます。
再商品化の変更の認定	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第16条第2項	環境省	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省	本手続きの窓口府省は環境省であり、環境省に提出することにより、共管府省である財務省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省にも提出したものとみなされます。
特定事業者の特定容器包装を用いる事業の状況等に関する報告	容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第39条	環境省	財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省	本手続きの窓口府省は環境省であり、環境省に提出することにより、共管府省である財務省、厚生労働省、農林水産省及び経済産業省にも提出したものとみなされます。